議発第７号

「学校給食費の負担軽減の拡充及び財源措置の充実を求める意見書」の提出について

掛川市議会は、地方自治法第99条の規定により、「衆議院議長」「参議院議長」「内閣総理大臣」「財務大臣」「文部科学大臣」に対し、「学校給食費の負担軽減の拡充及び財源措置の充実を求める意見書」を裏面のとおり提出する。

令和８年９月29日提出

提出者

掛川市議会議員

藤原正光	川上志満	山下浩章
塩﨑克彦	杉山康弘	小田つとむ
山田正彦	堀内宏樹	鷲山記世
安田　彰	石川紀子	山田浩司
髙橋篤仁	富田まゆみ	勝川志保子
鈴木久裕	藤澤恭子	松本　均
窪野愛子	山本行男	嶺岡慎悟

学校給食費の負担軽減の拡充及び財源措置の充実を求める意見書

近年、食料品価格の高騰が続く中、学校給食に使用する食材価格も上昇しており、地方自治体においては、安全・安心で質の高い学校給食を安定的に提供するため、給食費の見直しを余儀なくされている。

国においては、令和8年4月から、公立小学校等の児童を対象に「学校給食費の抜本的な負担軽減」を開始し、完全給食について児童一人当たり月額5,200円を基準とした財政支援を実施している。この取組は、子育て世帯の経済的負担を軽減する上で大きな意義がある。

一方、現在の支援対象は小学校段階となっており、中学校の学校給食費については対象とされていない。また、学校給食に必要となる食材費は、物価の変動等によって変化することから、国の支援基準額についても、実際の学校給食費の状況を適切に反映していくことが重要である。

学校給食は、児童生徒の健やかな成長を支えるとともに、食育を推進する教育活動の重要な一環である。物価高騰によって給食の質を低下させることなく、子育て世帯の負担軽減を持続的に進めるためには、国による安定した財源措置が必要である。

よって、国においては、下記の事項について措置を講じるよう強く要望する。

記

1　学校給食費の負担軽減について、中学校まで対象を拡大すること。

2　学校給食費に対する国の支援基準額について、物価動向及び全国の学校給食費の実態を踏まえ、適時適切に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月29日

静 岡 県 掛 川 市 議 会